

### 議事日程第3号

平成28年12月14日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（4番、5番）

日程第3 議案の委員会付託 2件

議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の  
制定について

議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

---

### 出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 須 田 和 男	企 画 課 長 小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 可 児 英 治	税 務 課 長 若 尾 要 司
住 民 環 境 課 長 若 尾 宗 久	保 険 長 寿 課 長 高 木 雅 春
福 祉 課 長 佐 久 間 英 明	農 林 課 長 石 原 昭 治
上 下 水 道 課 長 大 鋸 敏 男	建 設 課 長 筒 井 幹 次
会 計 管 理 者 水 野 嘉 博	生 涯 学 習 課 長 亀 井 孝 年

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規

議会事務局書記 金 子 文 仁

### 開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

なお、亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君より、他の公務のため本日欠席したいとの申し出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 伏屋光幸君、5番 高山由行君の2名を指名します。

---

### 一般質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、町政一般に対する質問を行います。受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

8番 柳生千明君。

8番（柳生千明君）

これより一般質問をします。

昨日は、大変な傍聴席に人がおったということで、非常に活気のある一般質問になりましたけど、きょうは何となく質素な感じで張り合いがないような感じでございますけど、これより通告をしておりました一般質問に入らせていただきます。

きょうは、森林整備に伴う林道整備ということで一般質問をさせていただきます。

昨年度、第39回全国育樹祭が岐阜県で開催され、本年度は11月、第19回全国農業担い手サミットが開催され、今後の県内の農林業の活性化が進み、将来の発展が期待される中、林業部門では、ぎふ農業・農村基本計画及び第2期岐阜県森林基本計画により、さらなる農林業の活性化に努めております。

本町においても、環境モデル都市みたくとして森林整備を重要な取り組みとして位置づけ、現在は森林信託事業とともに、森林ボランティア団体による里山保全活動が実施されております。

こうした取り組みにおいては、町民の森林に対する関心も高まり、多くの方々が森林に対し理解を深めており、一例としまして、御嵩町青少年町民会議の健全育成部会においては御嵩発見ウォーキングと称しまして、これまで3年間春と秋に親子での体験実習を実施し、林道を散策しながら森林のすばらしさを実感しておりますが、林道整備のために大型作業車による道路破損が生じ、林道の至る箇所では補修をしなければ歩くのに不便さを感じてまいりました。さらに、ボランティア団体の日々の作業路としても不便さを感じており、今後、木育教育として小・中学区児童の受け入れをする際、自家用車あるいは町のバスの運行の受け入れも考えますと、現状では困難ではないかと思えます。多くの方々に森林の持つ多面的な機能を理解し、森林環境への意義向上のためにも、幹線道路である林道3線の早期整備を進めることを望みます。

よって、今後の事業計画の推移をお伺いしたいと思います。以上です。

#### 議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

#### 建設部長（伊左次一郎君）

おはようございます。

柳生議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への御質問は、森林整備に伴う林道整備と題され、林道谷山、桜本、栢森線の道路補修整備の早期実施に向け、今後の事業計画の推移についての御質問であります。

最近の林道整備は、平成22年度、23年度に発生した豪雨による災害復旧を終え、岐阜県の県単補助金を受け、林道に面するのり面崩壊危険箇所などを重点に整備を進めてきております。

一方、森林経営信託作業時に大型重機や木材搬出トラックの往来により、砂利道である林道路面が荒廃し、これを原因者である森林組合によって簡易的な路面修繕を実施したもので、場所によっては歩行に支障を来していることも確認した上でさらに修繕を指示してきました。

本年度より新たに岐阜県可茂農林事務所長を初め副所長、各担当課長を本庁に向かえ、町長みずから本町の農林行政に必要な事業要望を行政懇談会として実施し、現地に足を運び現状を御確認いただいたところであります。

この要望内容は、議員の皆様にも御配付させていただきましたので御確認をいただいているところですが、この中で柳生議員が御質問の林道3線を含む4線の新たな整備計画策定への支援と、本町にとって有益な交付金の創設などを要望したところでございます。

今後は、林道伊岐津志線、谷山線、桜本線、栢森線の4線、延長9,470メートル、約9.5キロ

の局所的な維持修繕のみならず、子供たちや一般町民の皆様気軽に森林に親しんでいただけるよう本町にふさわしい林道整備について、有益な交付金を条件として計画的に進めていくことを模索しているところです。

したがって、早期実施につきましては、本町の抱える諸課題に配慮した中での優先順位を考慮しつつ進めてまいりますので、水土里隊の皆様を初め町民の皆様の御協力や、議員の皆様のお理解をお願いしたいと考えております。

以上で私の答弁とさせていただきます。

[ 8 番議員挙手 ]

**議長（大沢まり子君）**

8 番 柳生千明君。

**8 番（柳生千明君）**

ただいまの伊左次部長の答弁には、私も持っています要望書。これは、県のほうに要望されておるということで理解をしております。それによって、とにかく補助事業等がありましたら早急に見つけていただきたいと思っております。

そして今回、町長の挨拶の中にも、ふるさとみたく応援基金の中にふるさと納税につきましては、さらに研究検討を重ね、町への足を運んでいただける体験型の返礼内容、この辺のことについては森林の関係だったかなと思っておりますので、この辺も考慮に入れていただいて早急をお願いしたいと思います。以上で終わります。

**議長（大沢まり子君）**

これで、柳生千明君の一般質問を終わります。

続きまして、12番 谷口鈴男君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

**12 番（谷口鈴男君）**

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしておきました2点について、それぞれ一問一答という形で質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、住民基本条例の制定をとということで、これはどちらかというと提案でございますので、質問になるかどうかわかりませんが、御配慮いただきたいと思っております。

それと、少し話が変わりますが、けさのニュースで、東京都議会で小池知事がネズミ色の状態であるというようなことを発言しておりましたけれども、私どもの町はまさにバラ色の状態で推移しておるのではないかと、そんなふうには思っていますし、議会もきちっとした情報開示のもとに、それなりに活動させていただいておるという認識を持っておりますので、その辺は、私どもは東京都議会よりもさらに進んでおるんじゃないかと、きちっとお互いのきずなで結ば

れておるじゃないかということだけ、一言余分ではございますが申し上げておきます。

それでは1問目でございますが、平成12年の地方分権一括法の施行によって、国と地方自治体とのかかわりが従来の上下主従関係から、対等協力へと変わってまいりました。地方自治体は、これまで以上に独自の基準や自己責任によって判断することが多く求められてきております。

我が町を守り発展させ、そして次世代に引き継いでいくためには、行政や議会は住民とともに、将来にわたり共有すべき考え方や役割分担を明らかにして、それぞれが責務を果たし協力することが必要でないかと思っております。

そこで、必要となるのが町政の基本的な制度や運営の仕組みの共有であると思います。そのために、住民自治基本条例を制定し、制度として定着させることが今後の町政運営の中で、また町の自治体運営の中で一番重要であり大切なことかと思っておりますが、この住民基本条例を制定するという点について、また制定し、制度として定着させることが必要であると思っておりますが、執行部の考え方をお聞きしたい、これが第1問です。よろしくお願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

おはようございます。

谷口鈴男議員の住民自治基本条例の策定に対する御提案、こう受け取らせていただきながら答弁をさせていただきます。

実は、この後の総合計画の部分でも若干触れることとなりますが、大いに矛盾している答弁をしますので、あらかじめ説明をしておきたいと思っております。ただ、矛盾させつつどう融合させていくかということをお述べたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

時代とともに民主主義のあり方が変わってまいりました。観客型の民主主義から参加型の民主主義に変わってまいりました。これが今は協働型の民主主義という形に変わってきております。

それによって議員おっしゃるとおりに、行政、議会そして町民の役割を明確に定義づけるとの意味から、いわゆる自治基本条例、町によってはまちづくり基本条例の制定となっております。現段階で352自治体、市町村は今1,750ぐらいありますので、全体で言いますと5分の1の市町村が制定をしておられるようであります。

町民憲章というものがあるわけですが、町民憲章については基本的な理念を記しております。これに対し基本条例こそが、いわゆる町の憲法ということになってくると位置づけられております。判断としては、これが最高法規という位置づけ、また串刺しという表現も使われるよう

であります。住民基本条例があった上に、そのほかの条例が串刺しで連なっているという考え方が最高法規の位置づけであるという解釈であります。

その中のトップランナーが北海道のニセコ町であります。平成13年4月1日に制定をしておられます。ただ、私は実はその前に御嵩町が走っていると、そう解釈をしております。

では、ニセコ町の誰が条例を必要としたかということであります。これについては、私、資料に使わせていただいたのが、実は平成22年10月8日、御嵩町議会が総務建設産業常任委員会所管事務調査ということでニセコ町を訪れておられますので、その報告書に非常に詳しく書いてあります。

ニセコ町では、町長が交代されて今、国会議員になっておられる逢坂さんという3期目の国会議員ですが、この方が若くして町長になられて、そこから交代をされたわけではありますが、この町長が非常に情報の共有ということを大切にされ、まちづくりの基本とされました。側溝を直すときには、町道何号線というような表現をやめまして、誰々さん家から誰々さん家のうちの前までをこしは直しますよというような説明の広報をお出しになって非常にわかりやすいものをつくっておられた。また、そのもととなるのはまちづくりトークであり出前講座、そしてタウンミーティングが行われておりました。ここに影響を受けて、こうした行政が出張して、町民の前でいろいろ説明をするということが全国的にも取り入れられるようになりました。

ただ、町長がかわられたんで、ニセコ町では町民の側が大変継続できるか御心配になっておられた。この心配をこれまでやってきたことを文言として、文書として、条例としてやはり確約しておいたほうがいいのではないかという考え方から町民が望んで、その結果、ニセコ町の自治基本条例が制定されたということになります。私、読みまして、非常に秀逸な基本条例ができていなという感じで受け取りました。ほかもざっと目を通しましたけれど、どこが秀逸かといいますと、谷口議員が先ほど役割分担という言葉が使われたんですが、ニセコ町のいわゆる住民まちづくり基本条例というのは、主語が私たち町民がと書いてあります。ほかの条例を見てみますと、町民はとか、行政、町はとか、議会はという表現で、市民はだけで終わっているわけですが、この秀逸なところは、「私たち町民は」という主語を選んだところに全て込められているという気が私自身はしております。住民自治のこれこそが基本ではないのかなと、そのように感じているところであります。

実は、先ほど申し上げた御嵩町はその先を走ったんだと申し上げたのは、何も目立ちたいから言っているわけじゃありませんけれど、御嵩町では、平成8年4月1日、これは岐阜県内の町村では一番最初に情報公開条例を定めております。今では珍しくも何ともない条例でありますけれど、御嵩町の場合はそれを必要と感ずることが多くあったということで、ほかに先んじて情報公開条例を制定しております。この条例の第3条に、原則公開の精神という文言が使わ

れております。そして、第4条では、公開を受けた者は、条例の目的に則して適正に使用する、これは行政側の責務、住民側の責務として述べております。条例の必要性や原則公開の文言は、かなり私が厳しく、当時の柳川町長に、制定、そしてつくるのであれば、原則公開という言葉必ず盛り込んでくれと進言しておりました。結果的には非常につっけんどんではありましたが、おまえの言っておいたようにしたからなという返事をいただいたんですけど、今、それを振り返っても、非常に御嵩町は先進的な条例を制定したと思っております。ほかの自治体が原則公開という言葉を使っておられるかどうかは知りませんが、あの時点で御嵩町は原則公開という、これが基本なんだということを明確にしたということでもあります。

ではなぜ私が必要を感じ得たのかといいますと、これはニセコ町民と全く逆ではありますけれど、将来、柳川町長が町長でなくなり、交代した場合、また私自身が町長になるとは思っていませんでしたけれど、町政とのかかわりを終えた場合にどのような価値観の方々がこの議会の場、行政の場の先頭に立たれるのかわからないと。条例である程度縛っておかないと大変心配だという思いからそうした提言をさせていただきました。

平成7年、統一地方選挙の年でありますけれど、この前後の数年間の間で行われた選挙では、住民自治という言葉はまだつられていなかったというか、口にされる方はお見えにはありませんでしたけれど、かなり抽象的ではありますけれど、草の根であるとか、風というような形で表現されまして、政治形態が日本において特に地方自治体では大きく変わった年が平成7年前後の数年間であったと記憶しております。

私がちょっと違うんじゃないといつもよく言う産廃問題もそうなんですけれど、確かにテーマを絞り込んでいった場合、これは環境問題であったということが言えるわけでありまして、これは谷口議員も記憶に残しておられると思いますけれど、基本的には地方自治、住民自治の精神を取り戻さないと町は変わらないというところから運動が始まりました。ですから、逆に保守系の間が動いたということになります。つまり、反対運動だけをしていたら多分ただの騒動で終わっていたであろう。我々の考え方は、行政のあり方、議会のあり方を根幹から変えないと、そういう問題はその後幾つもあらわれてくるだろうというような危惧から立ち上がって頑張ったと。それが、私が地方自治の精神の問題だったんだという一番の根拠としていっているつもりであります。

あとは、先ほど申し上げたように、情報公開条例の中の原則公開というものを能動的に行っていくのか、また受動的に行うかであります。余り派手ではありませんけれど、年1回各地で行政懇談会をさせていただいております。

また、広報紙は自分たちが納得しているものではない。人が読んでわかるもの、町民が理解できるもの、わかりやすいものをつくらなければいけない、これも一つの情報公開であり

ます。最終ページ見開き、私が毎月書いております町長月記についても、少しでも町民に私の持つ情報などを開示できたらと、そんな思いを込めて書いているところであります。

自治会、グループ単位で声がかかれば、私はそこへ出向いて行って今、テーマとなっている問題について、町としての立場を説明するということをしております。これら全て情報公開の原則公開を能動的に行っているということでもあります。

まちづくり基本条例の制定となりますと、議会自身のあり方もかなり議論しなければならないというふうに思います。ほかの住民自治条例を見ても、特に議会に対しては住民投票なども述べてあります。直接民主制というのは、私町長の立場ですと、直接民主制で町民から直接選挙を受け1人が選ばれるわけですので、非常になじみが深い。住民投票というのはワンウィッシュ、1つのテーマを絞って、これが賛成か反対かということでやるわけですので、私の選挙と全く同じなんです。したがって住民にとってみてもわかりやすい選挙でもありますし、選択でもありますし、また町長の立場としてみれば町民全体の意見が聞けるということで、直接民主制はかなりなじみがしやすいという立場にあるわけでありましてけれど、議員の皆さんは、間接民主制であればこそその存在意義ということになってきます。町民の負託を受けて、町民の代表としてここで物事を決めていく。これが直接町民に問うようになれば、議会の存続というのはどうなのという議論が出てきてしまう可能性もあると、そのさじかげんが実は難しい。御嵩町の住民投票を一度経験しておりますが、あの住民投票も実はこの12月定例会で御嵩町議会としての賛否を問うて、現状で反対だということをきちんと決めている。その後、住民投票についての議論を始め、もし町民の選択と議会の選択にねじれが生じたなら議会は解散、そのような覚悟をして望んだのが住民投票条例の可決ということになります。

なかなか消化しきれない部分が多くあるのが住民自治基本条例ということになるかと思いません。いろいろ調べておりましたが、ほかの条例であるとか、いろんなルールが御嵩町の中には当然あります。そういう意味では、ほかの条例で現段階では担保できている、また毎年行っているようなことで担保できている部分が多くあると感じております。結果的に、住民も積極的に協力していただけておりますし、行政も情報の開示というものはでき得る限り能動的にしていきたいという立場を守っているつもりであります。また、議会は議会として改革を議論しておられるような状態だと思いますので、また住民から先ほどのニセコ町のように、自治基本条例の必要性があるという声も現段階では上がっていないということを鑑みますと、その必要性を具体的に今感じているということではございません。その必要性をこれから議論をしていくのであれば、議会の皆さんも議論していただいて、かなり議会としても制約されるわけではありませんが、表に向かったの情報公開をしていかなければいけないという立場に立ち、これまでと一変する部分が非常に大きいとしたら、私はむしろ議会のほうだと思いますので、ぜ

ひ十分議論していただいて、すり合わせをしていく。いいものができるのであれば条例の制定ということになるでしょうが、今、積極的にじゃあ条例の必要性はどうかと問われると、必要性はそれほど感じていないというのが現状であります。

また、後ほど総合計画についての質問の中でも若干触れさせていただきたいと思っております。以上であります。

[12番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

非常に丁寧かつ過去にさかのぼって御嵩町の現状、こういうものと、それから他事例を含めて説明をしていただきました。

町長の現在の基本的な物の考え方としては、私どもが町で制定しておる種々の条例、そういうものも含めて、現状ではそれに近い状態にあると。なお、住民側からの積極的な働きかけ、動きというのは、現状ではまだ薄いと。そういう部分で将来に一つ課題はあるけれども、今の段階ではという、基本的にはそういうことだというふうに認識しておりますが、町長は、情報公開条例を一つの例として、突破口としてお話をされたわけでありましてけれども、一番大事なことは、町政運営の基本原則というのは、もちろん一番根底にあるのが情報公開でありますけれども、それに伴ってやはり町政運営の仕組みであるとかというものが従来の体制から今日的に合わないような、やはり制度疲労を起こしてきておる部分というのはかなり随所にあるんじゃないかなと。これは、議会の側でも同じ状況であります。

なぜ私が今回このような質問をさせていただいたかといいますと、実は議会も活性化研究会というのを作りまして、月に1回ほど定期的に議会改革について協議をしておりますが、どうしても既成の物の考え方だけでは、本当の意味での住民協働を含めた議会改革がかなり制度的に難しいと。したがって抜本的に議会改革を推進していくためには、やはり住民基本自治条例というような新しい発想のもとに、地方議会としてのあり方というものを一から考え直す時期に来ておるのではないかなと。ただ、議会基本条例だけが先走っても、その根底になる母体がないもんですから、その辺で、でき得れば連動する形で近い将来、そういうものを行政、議会ともに住民の皆さん方の参画を得て基本条例なるものができれば、これは大切であるかなと、そんな思いを持っておりましたので、今回この質問をさせていただいたわけでありまして、町長、1点だけちょっと気になった部分ございますが、決してこれ町長の本意じゃないと思っておりますけれども、議会は住民の民意をトータルしながら議会活動の中で議決に議決権を行使していると。これ間接民主制という表現をとられました、私どもは、これは町長の立場も一緒であ

りますけれども、私どもは住民から直接選挙された人間でありますし、町長もまたそれであり  
ます。お互いにそれぞれ独立した機関であり、立場であるということだけは申しておきたいと  
思います。

それでは、この住民基本自治条例につきましては、先ほどの答弁で私ども納得しております  
し、今後の動きとして、そういうものも行政側として意識をしながら対応していただければ、  
議会もみずから努力をしてみたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願い  
をいたします。

それでは次に、これも連動してまいります、総合計画の背景と位置づけとその根拠はいか  
にということで、質問をさせていただきたいと思います。

まず、総合計画の策定、第5次が私どもも委員にならせていただいて参画をして協議をし、  
第5次総合計画の策定について協力をしてきております。この歴史を振り返りますと、本町で  
は、昭和49年に、健康で豊かな人間生活ができる産業文化都市を将来像に掲げ、御嵩町第1次  
総合計画を策定しました。その後、昭和61年に自然と歴史に調和した産業文化都市、そしてさ  
らに平成8年には、自然と歴史のなかに出会いとふれあいがいきるまちづくり～21世紀の宿場  
町・みたけ～という標題で総合計画を継続してまいっております。そして、直前でありませ  
けれども、平成18年に第4次総合計画を策定して今日まで町政運営の指針としてきております。

この第4次総合計画の期間を振り返りながら国全体で少子・高齢化の進展による人口減少の  
加速、そしてまた社会保障制度に対する不安、そして格差社会への進行への不安というものが  
時代の推移の中で状況として起こってまいりました。

私どもの町としても、東日本大震災を教訓とした町の安全、そしてまた環境問題についてエ  
ネルギー問題に迫っていく意識の転換、従来の物の考え方の発想を変えていく。そしてまた、  
世界経済を取り巻くグローバル経済の進展とともに顕在化してきた地方と都市との格差の拡大、  
これらのいろんな問題が新たな地域の課題として浮上してきております。

そこで、この第4次総合計画の反省を踏まえた中で、新たに第5次総合計画が策定されたわ  
けであります。そこで、総合計画は誰でも理解しておりますように、総合的で計画的な町政運  
営を進めるための計画を策定する必要性が町でありますので、それに伴って制定されたもの  
でありますけれども、問題なのは、平成23年の自治法改正によって市町村構想の策定義務が廃止  
されました。したがって、その存立根拠が失われたような実は状態にあるのではないかなとい  
うふうに考えております。

今回、第5次総合計画策定に当たりましても、私どもは今年度3月定例以降、議会で議決案  
件として扱った経緯もございませんので、その辺のところ、特に町の基本構想というものは  
非常に大事なものでありますので、それゆえに法的な根拠、または議会承認、議決、こうい

ものをもってその意味をきちっと位置づける必要があるのではないかなと、そんな思いを持っておりますが、したがって現在、町長にお伺いしたいのは、その第5次総合計画が地域にもしっかりと公表され、誰もが知るところでありますけれども、その根拠をどこに求めているのか、この辺のところの町長の考え方をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

谷口議員の2点目の御質問、総合計画について、法的根拠、また法的根拠を失っている状態での議会承認、議決についてどのように考えるかと、必要ではないかという質問であります。

ただいま谷口議員がおっしゃったとおり、総合計画が地方自治法上、根拠を失っているのはそのとおりであります。

私自身、第5次総をつくるということは数年前からかかるんでありますけれども、28年度から5次総ということになるわけでありまして、26年12月はそれを受けてといいますか、その前にということで、加藤議員から質問をお受けし、現在副町長である当時の総務部長 寺本が答えております。その中身について少し触れておきたいと思っております。

国の地域主権改革のもと、平成23年5月、地方自治法改正により、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務がなくなり、総合計画の策定は、地方自治体独自の判断に委ねられることになりました。その結果、従来型の総合計画のあり方も多くの自治体で見直しをされているところであります。そういう意味において、御嵩町において、第5次総合計画の策定に当たり、他の自治体の状況も参考にしながら、総合計画審議会のあり方も含めて、御嵩町にとってよりよい方法を模索してまいりたいと考えておりますと答えております。

また、私自身は選挙で選ばれて4年の任期しかいただいていないと。もともと10年がかりの総合計画について若干変更はできるものの、疑問を持っていた部分、これらも含めて説明をしております。

また、経済状況も戦後日本が右肩上がりのままで来たという状況で、多分乱開発であるとか、必要のないような建物を建てたというところも結構出てきたのではないのかな、その中の縛りとして、町をどういう方向性にしていくかということ策定しなさいというのが国の意図であったような気がします。その絶対条件が、経済が右肩上がりであるという、迷信となってしまいましたが、疑いなくそう思っていたということだと思います。それを前提に私自身もお答えをしております。

現在のような経済状況が乱高下している状況では、総合計画そのものの内容はある意味10年間の理念を示すものにしていかざるを得ないと考えております。現在の国の示す制度で確実に

実施される施策というものは、おおむね3年であります。これをめどとするものが中心であると私自身は認識しております。また、地方創生という言葉をよく使われておりますけれども、その取り組みのスパンは5年とされております。

そして、第5次総合計画について仮に10年というスパンを決めるにしても、計画審議会についてはかなり頻度を高く開催しつつ、その都度説明をさせていただく機会、また意見をお伺いする機会をふやしていかなければならないという性質のものになるかと考えておりますと答弁しております。この答弁をさせていただいたときには、まだ環境モデル都市、亜炭廃坑モデル事業、これらは端緒、本当に取りかかったところという時点でありました。

さて、その後です。庁舎について、地震による耐震化ということで、一旦は耐震化で決めさせていただいた、報告するのみという状況になってきた状態、財源的にも根拠を得てという話になるんですけど、もろくも熊本地震でその方向性が変わったと。つまり、耐震化をした庁舎であっても棟損壊してしまったという現実がありました。これはことしの4月であります。28年度新しく始まったんですけども、その時点で方向転換が必要となってきたというような状況が現在の御嵩町の状況であります。結局は、私が26年に答弁させていただいたように、3年から5年で柔軟に対応していくしかないというのが5次総合計画であり、理念だと申し上げる根拠であります。経済についても、また自然災害についても先見性ということとはとても持てないというのが現状でもあるかと思っておりますので、そういう性質のものに対して、考え、心の準備をしていかざるを得ないのですが、それ以上のことはなかなかできないというのが現状でありました。

谷口議員の質問によって、私も各種条例を調べました。議会の承認議決ということで対応するとしたら、条例に何か織り込むか、新条例をつくるのかということになってきます。地方自治法上はもう何の根拠もなくなっているわけですので、町自体でそのような対応をしていくということになります。

ただ、現状、御嵩町の有している条例の中に織り込んでいこうとする条例がなかったというのが現状です。幾つも幾つも条例があるんですけど、その中に織り込んでいけばいいという適切な条例は設置していないと。また、織り込める可能性が見えるなというような条例もないというのが現状でありますので、新たな条例をつくっていかざるを得ないということになります。

いろんなところと比較をしてみますと、この可児可茂だけでも総合計画については、議会の議決すべき案件に関する条例というものを設置しております。ただこれも、可児市や美濃加茂市は地方自治法を基本として議決をしておられますので、この第5次であると第6次総合計画に合わせて、議決案件ではなくなったものを条例で補完したと解釈できるのではないのかなと

いうふうに思います。

そういう意味では、必要であるということは認識はしておりますけれど、先ほどの答弁、まちづくり基本条例とあわせてまちづくり基本条例の中に入れるということも実は可能だということになってきます。こう言いますと、非常に矛盾しているというふうには思うんですけど、ただこれから御嵩町はどれだけ早くやっても、本当に使えるようになる庁舎ができるとしたらまだまだ三、四年後になるであろうと。そうなった場合に、議会のほうでも報告されたように、場所を移動するというようになってきたら、そこに商店やいろんなもの張りついてくるとは考えてはおりませんが、少なくとも町の形態、中心地が変わってくるということになってきますので、当然、その時点でまちづくりの形態というのは大幅に変わってくると。第5次総合計画をつくった際には全くなかった話でありますので、そういう意味では、この三、四年、庁舎建設、中保育園は優先するとして、その期間どうしても総合計画をある程度、無視とは言いませんけれど、望洋とした部分で合致するようにしていくのみになってくると。もし条例制定が必要であるとするならば、ある程度、これから用地選択をした後、用地選択が決まった後からどこでどう、どのようなまちづくりをしていくのかと。これまでに加えてということになるかと思いますが、新庁舎の周辺整備についてもどのようなイメージにしていくかということも含めて総合計画の見直し、またまちづくり基本条例への書き込みについても、十分議論していく時間はあるかと思いますが、議員の皆さんにも当然その点について議論をしていただきたいと。どちらにしても、地方自治法上、議決案件として庁舎の位置が、住所が変われば、これ議決していただかなければいけないわけですので、議決案件となることは幾つもあるかと思いますが、ただまちづくり、5次総についての議決案件についてなっていないということでもありますので、これから1年、2年時間は私は十分あると思いますので、議会の皆さんとも協議をしつつ、その庁舎建設の位置が決まり次第その作業に入っていく、どのような条例がふさわしいのか、御嵩町で持つべきものか、持たざるべきものかも含めて議論を始めたいと思っておりますので、現段階では必要性を感じていないと申し上げましたが、将来的には必要になってくるであろうということは十分考えておりますので、御理解を賜りたいとこのように思います。以上であります。

[12番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

御答弁ありがとうございました。

現段階ではまだ考えていない。ただ、先ほど町長指摘のように、新たに庁舎移転というよう

なことが起こってきた場合に、その時点で第5次総合計画の見直しも含めて、きちっとした将来像を示しながら、そのときにあわせて総合計画というものの位置づけというものを図ってまいりたいと、これが町長の答弁かと思いますが、その間じゃあどうするかという問題が実はあります。私もいろいろ調べさせていただきまして、特に総合計画審議会の設置条例についても実は法律的な根拠を失っておると。ところがこれは、自治法上、条文として残っておりますので、その条文に依拠した条例として、先回、町長のほうから諮問委員会を発足させた中で諮問されたという経緯があります。この条例も、やはり実は今の法体系からいうとちょっと見直しをかける必要があるのではないかなというふうに思っております。

こういう問題が生起してきたのは、地方自治法第2条第4項が削除されたところからでありますけれども、そのときに総務大臣通知として、法改正の施行後も法第96条第2項の規定に基づいて個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であると。こういう実は総務大臣通知が来ておると思いますが。これは、平成23年5月2日に総務行政指導という形の中で来ておるかと思いますが、その議会の議決を経てという議会の議決というのは、地方自治法第96条の2項に、これは議会の議決案件の条項でありますけれども、その2項で、地方公共団体は前項に定めるものを除くほか、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができるということで、これは議会に対しても今回のような例が発生した場合には、議会議決で条例を制定してきちっとしたその法的根拠を整備しておくことが大切ですよということを、実は総務大臣通知の中で国のほうは示唆しておるのではないかなというふうには実は考えております。

したがって、これは庁舎の問題等も含めてこれはかなり流動的でありますし、さらに時代の潮流というのはそれ以上に激しい今日にあって、ある一定の時期まで待って再整備しましょうということでは、本来はいけないんじゃないかなというふうに思います。

したがって、その点をもう一度再考されて、ぜひ現段階でやはりきちっとした整備をしていくという姿勢を打ち出していきたいと思いますが、町長、その点どうでしょうか。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

まず、ちょっと私、その自治法の内容が詳しくわかるものを持っておりませんので、今お話を聞いた限りで答えさせていただきますけれど、自治法上、総合計画については可能であると、義務規定になっているわけではないという解釈はできるかと思います。

また、後段の条例についてであります。これもそれぞれ地方によっていろんな必要とされるルールがあるかと思いますが、そうした自由度を増した上の中で条例によって定めるこ

とはできると。これはトータルした総合計画に対してのみ言っているわけではなくて、条例のあり方について述べているという法だと思っておりますので、必ずしも両方によって縛られているわけではないと。美濃加茂市、可児市がそのままにしておられるのは、そういう理由であろうというふうに思います。

行政の立場からいけば、現段階で議決によって第5次総がスタートし、図られていくこと。これについて議決が必要であると切実に思っているわけではないと。また、それ以上に大きな変革がここ3年4年であるわけですので、そこに大変更した上で第5次総を見直していくと。

5次総の中に、谷口議員が前段1問目でされたような、まちづくり基本条例に必要な、一番根幹となすような部分、総合計画の中に入れることによって条例で議決をしていくという形になれば、一つ条例をつくれればいいということになってくるかと思えますし、そこが必要なのか否か、全てゼロベースから議論をしていくということになるという説明をさせていただいたつもりでありましたので、御理解のほどよろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

ありがとうございました。

いずれにしても、これはちょっと法の条文のはざっこに入った部分がございますので、一度その辺のところの今日まで町が抱えておる条例も含めて一部法改正があった場合の法整備、この辺のところを検証しておいていただければさらにありがたい、次につながるのではないかなとそんなふうに思っております。

この点につきましては、あとは執行部のほうとしてどういう整理をされ、どういう対応をとってこられるかというのを楽しみにしておりますので、一度検証だけしておいていただければありがたいというふうに思います。

では、これで終わります。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで、谷口鈴男君の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

---

#### 議案の委員会付託

**議長（大沢まり子君）**

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第50号と議案第52号の2件について、質疑の上、常任委員会に付託したいと思います。

それでは、議案第50号 御嵩町防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 加藤保郎君。

**10番（加藤保郎君）**

私は民生部局ですので、審議に加われませんので、この時点で聞いておきます。

御嵩町の防災計画にあります第1次避難所の指定ということで、この地区には上之郷公民館が現在指定されておるとおもいます。この施設ができることによって、今後はどのようなのかという点、まず1点。

それからもう1点、設置の第1条にあります、2行目にあります最初の地域におけるコミュニティ活動の地域、3行目にあります地域全体の防災力の向上、この両地域という言葉が同じ条文の中にあるわけですが、私、文書等の理解に大変欠けますので、どのように理解をしたらいいかということの説明をいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**議長（大沢まり子君）**

総務防災課長 須田和男君。

**総務防災課長（須田和男君）**

それでは、加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目、現在建設しております防災コミュニティセンターの防災計画上の位置づけと避難所との関連ということでの御質問かと思ひます。

結論から申し上げさせていただきますと、今定例会に設管条例を出しております地域防災コミュニティセンターを町の指定避難所として指定することは考えておりません。

この施設につきましては、大規模な災害時には、ボランティアであるとか物資の受け入れ、あとボランティアさんが活動していくための活動拠点ということで、当初から避難所として広く町民に開放するといったことは想定をしておりません。

議員御指摘のとおり、この付近ですと上之郷の公民館が指定避難所として指定しておりますので、そちらのほうを開放させていただくということでございます。

ただし、災害火災とかその他災害によりまして被災されて、例えば過ごす場所がなくなって

直ちに一時的な場所を提供しなければならない、そういった短期的な生活をしていただく場所、一時的に避難していただく場所として利用していただくことにつきましては、この施設の目的とするところであります。

地域防災計画につきましては、指定避難所という位置づけで掲載はしませんが、当然この施設につきましては、施設の防災計画上の位置づけであるとか役割といったことにつきまして、地域防災計画のほうに追記していくということで改正のほうもさせていただき予定でございますので、よろしく願いをいたします。

済みません、もう1点ございました。

2点目の第1条に、地域という言葉、地域におけるコミュニティ、それから地域全体といった2カ所の地域という言葉が出ておるという点についての御指摘でございます。

防災に関しましては、皆様もよく地域コミュニティという言葉を使ったり耳にするとお思いまされども、地域コミュニティといいますと、消費であったり、生産、また遊びや芸能や文化、祭りといった地域のかかわりですね。そういった地域住民が生活しておる場所ということで、住民相互の交流が行われておる地域社会、もしくはそういった住民の集団を指すと言われております。

また、コミュニティという言葉の中には、市町村のといった地方自治体であるとか、地域を超えて連携した集団なども含まれるということで解されております。

したがって地域というエリアにつきましては、狭義的には施設を包括する自治会であったり、施設に隣接する区域といった狭いエリアから広義的には町全体、あるいは行政区域を越えたエリアまで含むと解釈することができます。

この施設につきましては、先ほど言いましたように、有事の際は町域全体の災害対策の拠点となる施設であります。平常時においては立地的な場所からも施設を中心とした自治会単位であったりボランティア団体、あるいは広い会議室を持たない町内企業様等の使用が多いかとは思いますが、当然のことながらもっと広い区域、エリアを単位とした皆様、団体に広く活用していただければそれに越したことはないと考えております。

したがって条例第1条におきましては、特定した区域エリアを指す表現を避けまして、狭義、広義も含めましてさまざまなエリアの意味をあわせ持った地域という言葉を使わせていただいておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

この場合はこう、この場合はこうというような同一条項の中に同じような言葉が入っているのはやっぱり理解上苦しむわけです。そういう点において、やっぱりこれも先ほど町長が言われたんじゃないですが、担当者が変われば、またこれを解釈するについて悩むわけですね。ですから、最初の地域におけるコミュニティというのは狭義でいいわけですが、次の地域全体という言葉を使うのであれば、ここは町全体とか、御嵩町全体とかというような言葉を使って、この文書を明確に誰でもわかるような格好でつくっていただくのが私は本当はありがたいと思っております。

今の説明で、内容的にも初めからはわかっておりますが、ただ、こういう条例をつくる上においての言葉の使い方とかいろいろについて質問したものでありまして、はっきり言えば理解に苦しむということも申し上げましたが、やっぱりそういう配慮的なものが必要ではないかなあというふうには思っております。

それから1点目の、町の防災計画上はボランティアの受け入れとか、資材の受け入れ場所としてということではありますが、第4条に掲げる2番目に、局地災害等における一時避難者の受け入れに関する事という文言が入っております。この防災コミュニティセンターということですので、そちらが第1次になるのかなあというふうには思っておりましたが、ここら辺で、こういう条文が書いてある事業としてこのセンターは行うんだということがある中で、そういうことだけを今後の防災計画に掲げるのはいかがなものかというふうに思うわけですが、その点についてもう一度お願いしたいと思っております。

**議長（大沢まり子君）**

総務防災課長 須田和男君。

**総務防災課長（須田和男君）**

加藤議員からの御指摘、ありがとうございます。

2点目の位置づけということですが、先ほど言いましたように、大きな広く一般に開放するといった指定避難所ではないということで、当然、先ほどお話ありましたように局地的な災害等であって、避難する場所が当然開放する必要があるれば、その都度開放はさせていただくことは想定しておりますが、公域避難所、指定避難所としての位置づけは防災計画上はしていないということで、別の文面のほうでそういった役割をうたってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

## 12番（谷口鈴男君）

これは、私どもの委員会に付託されるものでありますけれども、1つだけ確認の意味で聞いておきたいと思いますが、先般、全員協議会の折に、御嵩町防災コミュニティセンターの平常時の運営計画案について説明を受けました。その中で、このコミュニティセンターの運営管理については、その管理主体がどこであるかということもお聞きしたわけですが、これから先の運営管理に関する経費等については、まだ今のところきちっとした算定ができていないという報告がございましたけれども、当然この条例を審議する場合には、当然その予算措置、それから適正にそれが対応できるという、そういうものを前提として、それと同時並行でそういうものの裏づけを出していただかないと条例審議というのができないんじゃないかと思うんですが、これは自治法の222条に、予算を伴う条例、規則についての制限というような規定はございますが、この辺のところとの抵触の関係はありませんか、それだけちょっと確認だけしておきます。

## 議長（大沢まり子君）

総務防災課長 須田和男君。

## 総務防災課長（須田和男君）

それでは、谷口議員の御質問にお答えさせていただきます。

先般、全員協議会のほうでこの施設の設置に係る経費ということで、その段階では当初予算等の資料を持っておりませんでしたので留保させていただいておりますが、持ち帰りまして来年度の、29年度の当初予算のほうでこの施設の維持管理に関する経費を計上させていただく予定でございます。

経費の額につきましては、施設の管理、メンテナンスとか、浄化槽とかそういったメンテナンス等もいろいろあるわけでございますが、そういったものを含めて約200万円前後を見込んでおる、施設の維持管理のみにつきましてはその程度を想定しております。

なお、その施設で行う事業等はまた別ということで御理解をいただきたいと思っております。

あとこの条例につきましては、今回は4月1日を供用開始として想定しておりますが、そちらのほうに向けて3月中に竣工式等を行いますので、その施設の運営、設置、管理、そちらに特化した条例ということで地方自治法上の規定により、今回12月において提出をさせていただいておるところでございますので、そちらの法令とのそごはないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

## 議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第50号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### 議長（大沢まり子君）

次に、議案第52号 御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 伏屋光幸君。

### 3番（伏屋光幸君）

条例関係として、新たな農業委員会制度の業務内容と選任方法についてお伺いをいたします。

私を初め農業委員会の委員の皆さん、それから御嵩町町会議員の皆さんは、担当職員から説明を受けて、内容の粗筋程度が理解をしていると思います。

ただ、町民、それから農業者の方に次の点を明らかにしてほしいと思います。1としまして、農業委員会と新たな農地利用最適化推進委員の業務の違い。

2としまして、手続の流れです。農業委員と新たな農地利用最適化推進委員の選任手続などの考え方と流れについて。前回、話を説明された中で、今回より農業委員14名、その中で認定農業者が4名、残りの10名について農業者以外の民間の方も含むということのようですが、地区割りがあるのか、町全体なのか、また女性も含まれているのか。

それから、農地利用最適化推進委員ですが、4名、地域4地区代表と聞いておりますが、農業委員が決めてから行うのか、同時に行うのかをこの2点について、どういう方法で、手段、町民、農業者の皆さんに周知をされるかをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### 議長（大沢まり子君）

農林課長 石原昭治君。

### 農林課長（石原昭治君）

それでは、伏屋議員の御質問にお答えします。

まず最初に、農業委員、それから推進委員の業務について御回答をさせていただきます。

農業委員のほうですけれども、農地の権利、農地転用など、そういった許可に関する審査業務、こういったものが主な業務になってきております。

また、推進委員と連携しまして遊休農地の発生防止、解消による農地パトロール、こういったものが活動になってきます。

それから、推進委員のほうでありますけれども、こちらのほうは担当の区域におきまして農業者との直接のお話し合いということになりますので、人・農地プラン、それから農地中間管理機構におきます農地利用の集積、それから遊休農地発生防止、解消の推進といった現場活動というものが業務のほうになってまいります。

それから次に、選任の手續、それと流れに関してになります。

農業委員、それから推進委員の選任の方法につきましては、御嵩町のホームページ、それから「ほっとみたけ」の広報紙、それから広報無線など、そういったものを活用しまして推薦、募集のほうを実施していきます。地区割り、それから町全体というお話がありましたけれども、そういった決まりのほうはなく、町外も含めまして推薦募集のほうを実施していく予定でございます。

それから、女性のほうに関しましても、法律のほうでは、委員の年齢、それから性別等の偏りがないようなことも配慮するということがありますので、そういったことも踏まえまして実施のほうをしていく予定でございます。

それから、推薦募集の方法のほうですけれども、農業委員から先に決めるというのはなく、農業委員、推進委員を同時に推薦募集のほうを実施していく予定でございます。予定としましては、来年の2月の上旬を予定しておりまして、繰り返しになりますけれども、ホームページ、それから広報紙、広報無線などを活用しまして実施のほうをしていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第52号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### 散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、総務建設産業常任委員会は、この後開催していただきますようお願いいたします。

次の本会議は12月16日の午前9時より開会しますので、よろしくをお願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時22分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員